

事務連絡
令和2年7月13日

各都道府県森林整備保全事業担当部長 殿

林野庁森林整備部計画課長

令和2年7月豪雨に伴う災害時における適正な調査等業務の積算等について

令和2年7月3日からの豪雨により、広い範囲で甚大な被害が生じていることから、被災地域においては迅速に調査等業務を行い、災害査定等を実施することが求められている。

については、災害時における調査等業務が円滑に実施できるよう、「災害時における適正な調査等業務の積算等について」（令和元年6月27日付け元林整計第86号）に基づき、被災状況に応じた積算等を行うようお願いする。

なお、各都道府県においては、貴都道府県内の市町村に対し周知をお願いする。

担当：計画課施工技術班担当課長補佐

災害時における適正な調査等業務の積算等について

令和元年6月27日付け元林整計第86号
林野庁森林整備部計画課長より 各森林管理局計
画保全部長、森林整備部長、各都道府県森林整備保
全事業担当部長、沖縄総合事務局長 あて

災害時における調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）業務の積算等については、森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務積算要領（平成28年3月31日付け27林整計第352号林野庁長官通知）、調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領（平成28年3月31日付け27林整計第367号森林整備部長通知）及び森林整備保全事業に係る設計変更等ガイドラインについて（平成28年6月30日付け28林整計第156号計画課長通知）（以下「積算要領等」という。）を参考に実施していると思われるが、的確な査定設計書等を作成し早期の災害査定等を確実に実施するためには、適切な価格に基づいた積算を行い、業務契約する必要がある。

また、災害時は短期間に多くの箇所の調査等が必要になる場合もあり、技術者の不足による調査等の遅れを生じさせないためにも、既に実施中の業務の一時中止等の柔軟な対応を適切に行う必要がある。

については、業務の実態を踏まえた価格及び適切な履行期間となるよう、下記に留意のうえ積算等を行うようお願いする。

なお、都道府県においては関係部局に周知いただくとともに、都道府県内の市町村等に対し周知をお願いする。

※〔 〕書きは都道府県通知文書のみ記載

記

1 被災状況に応じた積算の実施

- (1) 積算要領等でない作業及び積算要領等の作業量や作業条件と著しく異なる業務については、歩掛や技術者単価等の補正または見積もりを徴収するなど適正な積算を実施すること。
- (2) 緊急に業務発注が必要である等の理由から、概略の数量や歩掛による積算で契約を行う場合は、仕様書等に実績変更する旨を明記し、精算変更を行うこと。
- (3) 移動経路が被災し、積算要領等に基づく旅費交通費の積算を行うことが不適当な場合は、通行可能な経路の中で最も経済的な経路による積算を行うこと。ただし、被災した移動経路の通行が可能となった場合は、業務の進捗状況を確認した上で、設計変更を行うこと。

2 広域的な技術者確保

- (1) 技術者が不足し広域的に確保せざるを得ない場合で、積算要領等の旅費や宿泊費相当では適正な業務の実施が困難な場合は、仕様書等に実績変更する旨を明記し、精算変更を行うこと。

3 業務の一時中止措置等

- (1) 実行中の業務が被災した場合において、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部の一時中止を行うこと。
- (2) 実行中の業務が被災していない場合において、災害復旧の調査等への対応が必要であり、かつ、その業務に速やかに着手できる業者が見受けられず当該実行中の業務の受注者がこれらを行う必要があると認められる場合には、被災地における災害復旧対策を優先して行うことができるよう、当該実行中の業務について、受注者の意向も踏まえ、業務の一時中止を行うこと。
- (3) 業務の一時中止の通知を受けた受注者が災害の調査等への対応を行う場合において、必要があると認められるときは、契約書等に基づき、履行期間の延長若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な経費を負担すること。